

令和4年5月18日

令和4年千葉市教育委員会会議第5回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第5回定例会議事日程

令和4年5月18日(水)  
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 非公開審議の決定
- 6 報告事項
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の緩和について …… 1  
[総務課]
  - (2) 令和4年5月1日現在の児童生徒数について …… 3  
[学事課]
- 7 議決事項
  - 議案第20号 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について …… 5  
[教育改革推進課]
  - 議案第21号 令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について …… 9  
[教育指導課]
  - 議案第22号 令和5年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について …… 11  
[教育指導課]
  - 議案第23号 千葉市立中学校設置条例等の一部改正について  
【別冊】  
[企画課]
- 8 その他
- 9 閉 会

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の緩和について

教育総務部総務課

本市では、5月1日(日)より、以下の対応としておりますことをご報告いたします。

1 県の対応との対比

	県の対応	本市の対応 ※ <del>一部</del> 部分が県と違う部分	県と違う対応の理由
授 業	<p><b>【学習活動全般】</b> ○グループ活動、班での話し合い及びペアワーク等の活動は、<u>マスクを着用した上で、必要な活動は積極的に実施。</u></p>	○ <u>マスクを着用し、ある程度の距離を確保しつつ実施する。</u>	
	<p><b>【技能教科(体育、音楽等)】</b> ○接触のあるスポーツ(球技や武道等)、パラスポーツ、歌唱や楽器の演奏、各種の実習(調理実習)は、<u>活動方法を工夫して実施。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接触・密集する機会のある運動(武道等)は、<u>10～15分ごとに休憩を設けることや、接触する機会の少ない活動への切り替え。</u></li> <li>・球技等では、<u>身体的距離を確保。</u></li> <li>・歌唱や管楽器等を使用した活動は、<u>身体的距離の確保や飛沫拡散防止。</u></li> <li>・調理実習は、<u>身支度や手洗いの徹底及び食器等の衛生管理。調理した料理は調理場所で喫食</u></li> </ul>	<p>○<u>活動方法を工夫して実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武道等は、<u>個人でできる内容を中心とし、攻防を実施する際は、短時間で行う。</u></li> <li>・特定の<u>少人数及び短時間</u>で実施する。</li> <li>・<u>できるだけ2m(最低1m)の距離</u>をとり、<u>短時間で実施する。</u></li> <li>・<u>身支度や手洗い及び食器等の衛生管理を徹底し、通常通り実施する。</u>試食については、<u>原則、黙食とし、前向きで喫食する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アクリル板の未設置、スペースの確保が困難</u></li> </ul>
	<p><b>【校外学習】</b> ○<u>活動場所や訪問先の多様化を図りつつ実施。</u></p>	○ <u>通常通り実施する。</u>	

	県の対応	本市の対応 ※ <u>          </u> 部分が県と違う部分	県と違う対応の理由
学 校 行 事 等	<b>【運動会】</b> ○多様な種目を工夫して実施。  ○保護者の参観可。	○実施(密集した競技の長時間活動は控える) ○保護者の参観可( <u>規模等により形態が違う</u> )	○学校規模等により、学校の実情に合わせ保護者参観とする。
	<b>【宿泊を伴う活動】</b> ○県内外問わず実施。	○県内外ともに実施可とする。	
	<b>【給食・昼食】</b> ○対面での黙食可。会話時は必ずマスク着用。 ただし、対面の実施に当たっては以下のような工夫をすること。 ・机上で3方向を囲う <u>アクリル板の設置</u> 。 ・ランチルーム等の広いスペースを <u>活用し、児童生徒間の距離を確保</u> 。	○ <u>原則、黙食とし、前向きで喫食する</u> 。	○本市では、各児童生徒の机に <u>アクリル板を設置していない</u> ことや、 <u>ランチルーム等の広いスペースがないため、対面での黙食は実施できない</u> 。
	<b>【部活動】</b> ○通常の活動。	○通常の活動(週5日)とする。 ○ <u>昼食を挟んだ活動は、できる限り控える</u> 。 ○大会及び練習試合等は県外も可とする。 ○大会への参加にあたっては、 <u>学校や生徒の実情に応じて参加人数を制限したり、拍手等で応援したりする等の対策を十分に講ずる</u> 。 ○保護者の応援の可否については、主催者からの通知等に基づき、適切に周知する。	○限られたスペースにおける一定時間を共有する喫食は避ける。 ○大会への参加にあたっては、感染拡大予防策としてできる限り3密を避け、応援については <u>大声を出さずに拍手等を行うなど工夫する</u> 。

## 2 その他

- ・今後の感染状況等により、対応が変更となる場合あり。

報告事項 (2)

令和4年5月1日現在の児童生徒数について

学校教育部学事課

1 児童生徒数について

千葉市立小中学校の児童生徒数について、毎年、文部科学省が行う学校基本調査に合わせて5月1日現在の数値を調査している（各小中学校からの報告を受けている）。調査の結果、令和4年5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子23,385人、女子22,233人の計45,618人であり、中学校では、男子11,593人、女子11,046人の計22,639人であった。

2 直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移（特別支援学級在籍者数を含む）

(単位:人)

		H30	R1	R2	R3	R4
小学校	男	24,594	24,291	23,985	23,556	23,385
	女	23,548	23,144	22,737	22,397	22,233
	計	48,142	47,435	46,722	45,953	45,618
中学校	男	11,953	11,876	11,689	11,795	11,593
	女	11,377	11,214	11,155	11,194	11,046
	計	23,330	23,090	22,844	22,989	22,639

※令和4年度の詳細は、別紙参照

3 直近5年間の千葉市立小中学校特別支援学級児童生徒数の推移

(単位:人)

		H30	R1	R2	R3	R4
小学校	男	452	433	447	461	498
	女	195	187	197	191	196
	計	647	620	644	652	694
中学校	男	211	239	246	238	238
	女	104	110	135	125	130
	計	315	349	381	363	368

千葉市小中学校児童生徒数（令和4年5月1日現在）

千葉市全体

小学校（108校）

（単位：人）

	全体								
	全体			通常学級			特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
1年	7,379	3,781	3,598	7,282	3,704	3,578	97	77	20
2年	7,369	3,774	3,595	7,269	3,696	3,573	100	78	22
3年	7,520	3,881	3,639	7,397	3,800	3,597	123	81	42
4年	7,657	3,950	3,707	7,538	3,862	3,676	119	88	31
5年	7,781	3,930	3,851	7,674	3,852	3,822	107	78	29
6年	7,912	4,069	3,843	7,764	3,973	3,791	148	96	52
全校	45,618	23,385	22,233	44,924	22,887	22,037	694	498	196

中学校（55校） ※中等教育学校を含む

（単位：人）

	全体								
	全体			通常学級			特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
1年	7,285	3,739	3,546	7,172	3,660	3,512	113	79	34
2年	7,671	3,955	3,716	7,558	3,881	3,677	113	74	39
3年	7,683	3,899	3,784	7,541	3,814	3,727	142	85	57
全校	22,639	11,593	11,046	22,271	11,355	10,916	368	238	130

議案第20号

令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集  
及び選抜の基本方針について

令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び  
選抜の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

令和4年5月18日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

1 募集定員

千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年  
160名（男女別による定員は設けない）

2 入学検査料

2,200円を納入する。

3 入学検査

(1) 一次検査

ア 提出書類

入学願書等

イ 受付期間

令和4年11月14日（月）から11月17日（木）まで

ウ 一次検査の期日

令和4年12月10日（土）

エ 検査場所

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校、千葉市立稲毛国際中等教  
育学校、又は、千葉市立千葉高等学校

オ 一次検査結果の発表

令和4年12月16日（金）

カ 検査の内容

(ア) 適性検査Ⅰ

文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、  
文章で表現したりする力をみる。

(イ) 適性検査Ⅱ

自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。

キ 選抜方法

一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。  
なお、二次検査受検候補者は募集定員の2倍程度とする。

(2) 二次検査

ア 提出書類

志願理由書、小学校等の校長が作成した報告書等

イ 志願理由書・報告書等の提出期間

令和5年1月10日(火)から1月12日(木)まで

ウ 二次検査の期日

令和5年1月24日(火)

エ 検査場所

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校、千葉市立稲毛国際中等教育学校

オ 検査の内容

(ア) 適性検査Ⅲ

a 小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。

b 自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。

(イ) 面接

将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。

カ 選抜方法

小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

キ 選抜結果の発表

令和5年2月1日(水)



4 入学確約書の提出

令和5年2月3日（金）正午まで

5 その他

上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、  
「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項」に定める。



議 案 説 明

令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものであります。

議案第 21 号

令和 5 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について  
令和 5 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 5 月 18 日提出

千葉県教育委員会教育長 磯野和美

1 採択対象教科用図書

(1) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書(令和 5 年度使用)

2 採択期間

令和 4 年 8 月 31 日まで

3 採択方法

(1) 千葉県教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定(以下「調査研究等」という。)を行う。

(2) 前記専門調査員会を組織する専門調査員は、教科用図書について識見を有する校長、教頭又は教員のうちから教育委員会が委嘱する。なお、十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱するものとする。

(3) 教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、教育委員会が、令和 5 年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和 5 年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知、「選定資料」及び「選定資料作成の基本的観点」をもとに、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行う。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和 4 年 9 月 1 日以降、採択に係る資料を公開する。



議 案 説 明

令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、  
千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求め  
るものであります。

議案第 22 号

令和 5 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

令和 5 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 5 月 18 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

1 採択対象教科用図書

高等学校用教科用図書（令和 5 年度使用）

2 採択期間

令和 4 年 8 月 31 日まで

3 採択方法

- (1) 校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。
- (2) 選定に当たっては、令和 5 年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編修趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。
- (3) 校長の選定に基づき、教育委員会が令和 5 年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和 5 年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和 4 年 9 月 1 日以降、採択に係る資料を公開する。

~~~~~

議 案 説 明

令和5年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものであります。

令和4年5月18日

令和4年千葉市教育委員会会議第5回定例会

[参考資料]

議案第20号関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

令和4年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の状況について

学校教育部教育改革推進課

1 検査内容

|      | 検査等         | どのような力をみるのか                                                                                    |
|------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一次検査 | 適性検査Ⅰ (45分) | 文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。                                                    |
|      | 適性検査Ⅱ (45分) | 自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。                                               |
| 二次検査 | 適性検査Ⅲ (45分) | 小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。<br>自分の思いや考えが明確になるように、文書の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。 |
|      | 面接          | 将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。                                                            |

※面接については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施しなかった。

2 選抜方法

(1) 一次検査

一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。なお、二次検査受検候補者の人数は募集定員の2倍程度とする。

(2) 二次検査

小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

3 志願状況 (令和4年度入学者選抜)

|   | 募集定員 | 志願者数 | 志願倍率 | 二次検査受検者数 | 入学者数 |
|---|------|------|------|----------|------|
| 男 |      |      |      | 151      | 64   |
| 女 |      |      |      | 171      | 96   |
| 計 | 160  | 858  | 5.4  | 322      | 160  |

4 口頭開示の状況

|      |      |
|------|------|
| 報告書  | 204件 |
| 適性検査 | 279件 |



令和4年5月18日

令和4年千葉市教育委員会会議第5回定例会

[議案書(2)]

千葉市教育委員会

議案第 23 号

千葉市立中学校設置条例等の一部改正について  
夜間中学の設置に伴う関係条例に関する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 4 年 5 月 18 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例 号

千葉市立中学校設置条例等の一部を改正する条例  
(千葉市立中学校設置条例の一部改正)

第 1 条 千葉市立中学校設置条例(昭和 39 年千葉市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(分校)

第 3 条 次表左欄に掲げる中学校に同表中欄に掲げる分校を置き、その位置は、同表右欄に掲げるとおりとする。

| 中学校       | 分校の名称  | 分校の位置                  |
|-----------|--------|------------------------|
| 千葉市立真砂中学校 | かがやき分校 | 千葉市美浜区真砂 5 丁目 18 番 1 号 |

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第 2 条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和 37 年千葉市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 27 号を第 28 号とし、第 21 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当

第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当)

第 11 条の 3 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当は、夜間において授業を行う中学校に勤務する教育職員(千葉市職員の給与に関する条例第 20 条の 5 第 4 項に規定する教育職員をいう。)のうち、夜間において授業を行う学級に係る授業等を本務として行う者であって、次の各号に掲げる者に支給する。

- (1) 管理職職員（千葉市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年千葉市条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）を除く。）
- (2) その属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例別表第2教育職給料表の1級である職員（管理職職員及び特定任期付職員を除く。）
- (3) その属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例別表第2教育職給料表の2級である職員（管理職職員及び特定任期付職員を除く。）
- (4) 前各号に掲げる職員のほか、市長が別に定める職員  
別表第2中第27項を第28項とし、第21項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第20項の次に次の1項を加える。

|                                         |                           |                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(21) 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当</p> | <p>夜間において授業を行う学級の担当業務</p> | <p>第11条の3第1号に該当する者 日額1,200円<br/>第11条の3第2号に該当する者 日額1,200円<br/>第11条の3第3号に該当する者 日額1,500円（再任用職員にあっては、1,000円）<br/>第11条の3第4号に該当する</p> |
|-----------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |  |                              |
|--|--|------------------------------|
|  |  | 者 日額 1,500円を超えない範囲内で、規則で定める額 |
|--|--|------------------------------|

(千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成29年千葉県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中等教育学校の後期課程」の次に「並びに夜間において授業を行う中学校のうち規則で定める学校」を加える。

(千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第4条 千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、夜間において授業を行う中学校に勤務する会計年度任用職員が夜間において授業を行う学級に係る授業等を本務として行う場合にあっては、その者に千葉県職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉県条例第24号）第11条の3第2号に規定する職員と同一の額の特殊勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

夜間中学として真砂中学校かがやき分校を設置するとともに、当該分校の学級を担当する職員の特殊勤務手当を定めるほか、所要の改正を行うよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

令和 4 年 5 月 1 8 日

令和 4 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[参考資料 ( 2 ) ]

議案第 2 3 号関係 . . . . . 1

## 千葉市立中学校設置条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

令和5年4月に真砂中学校の分校として夜間中学を設置するため、千葉市立中学校設置条例の一部を改正し、分校に係る規定を新設するほか、関係条例について所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 夜間中学の設置について

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校などの様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方などの教育を受ける機会を実質的に保障するため、真砂中学校の隣接地に同校の分校として夜間中学を設置し、名称を「かがやき分校」とする旨の規定を新設する。

#### (2) 学校給食について

「千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」において、本市が設置する学校のうち学校給食を実施する学校を規定しているところ、夜間中学の開校時には学校給食を実施しないこととするため、所要の改正を行う。

#### (3) 特殊勤務手当の新設について

夜間中学における授業実施の特別な対応等を考慮し、同様の手当を支給している千葉県を参考に、夜間中学の学級を担当する職員の特殊勤務手当に係る規定を新設する。

#### 【手当額】

区 分	管理職員	非管理職員		会計年度 任用職員
		1 級	2 級	
日 額	1,200円	1,200円	1,500円	1,200円

#### 【関係条例】

- ・千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例
- ・千葉市職員の特殊勤務手当支給条例
- ・千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例

### 3 施行期日

令和5年4月1日

新旧対照表（千葉市立中学校設置条例等の一部改正）

（千葉市立中学校設置条例の一部改正）

第1条 千葉市立中学校設置条例（昭和39年千葉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）  <u>（分校）</u> <u>第3条 次表左欄に掲げる中学校に同表中欄に掲げる分校を置き、その位置は、同表右欄に掲げるとおりとする。</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中学校</th> <th style="text-align: center;">分校の名称</th> <th style="text-align: center;">分校の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千葉市立真砂 中学校</td> <td style="text-align: center;">かがやき分校</td> <td style="text-align: center;">千葉市美浜区 真砂5丁目1 8番1号</td> </tr> </tbody> </table>	中学校	分校の名称	分校の位置	千葉市立真砂 中学校	かがやき分校	千葉市美浜区 真砂5丁目1 8番1号
中学校	分校の名称	分校の位置					
千葉市立真砂 中学校	かがやき分校	千葉市美浜区 真砂5丁目1 8番1号					



(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="277 304 722 338">千葉市職員の特殊勤務手当支給条例</p> <p data-bbox="193 385 363 418">第1条 (略)</p> <p data-bbox="212 465 469 499">(特殊勤務手当の区分)</p> <p data-bbox="193 504 746 577">第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。</p> <p data-bbox="197 584 403 618">(1)～(20) (略)</p> <p data-bbox="212 665 288 698"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="197 784 403 817"><u>(21)～(27)</u> (略)</p> <p data-bbox="193 864 549 898">第3条～第11条の2 (略)</p> <p data-bbox="212 945 288 978"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="857 304 1302 338">千葉市職員の特殊勤務手当支給条例</p> <p data-bbox="775 385 946 418">第1条 (略)</p> <p data-bbox="794 465 1051 499">(特殊勤務手当の区分)</p> <p data-bbox="775 504 1337 537">第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。</p> <p data-bbox="780 584 986 618">(1)～(20) (略)</p> <p data-bbox="780 665 1430 736"><u>(21) 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当</u></p> <p data-bbox="780 784 986 817"><u>(22)～(28)</u> (略)</p> <p data-bbox="775 864 1128 898">第3条～第11条の2 (略)</p> <p data-bbox="802 945 1415 1016"><u>(夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p data-bbox="775 1021 1415 1294"><u>第11条の3 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当は、夜間において授業を行う中学校に勤務する教育職員(千葉市職員の給与に関する条例第20条の5第4項に規定する教育職員をいう。)のうち、夜間において授業を行う学級に係る授業等を本務として行う者であって、次の各号に掲げる者に支給する。</u></p> <p data-bbox="818 1299 1426 1491"><u>(1) 管理職職員(千葉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成17年千葉市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)を除く。)</u></p> <p data-bbox="818 1496 1415 1615"><u>(2) その属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例別表第2教育職給料表の1級である職員(管理職職員及び特定任期付職員を除く。)</u></p> <p data-bbox="818 1619 1415 1738"><u>(3) その属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例別表第2教育職給料表の2級である職員(管理職職員及び特定任期付職員を除く。)</u></p> <p data-bbox="818 1742 1430 1814"><u>(4) 前各号に掲げる職員のほか、市長が別に定める職員</u></p>

改正前			改正後		
第12条～第23条 (略)			第12条～第23条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2			別表第2		
区分	支給対象細別	支給額	区分	支給対象細別	支給額
(1)～(20)	(略)		(1)～(20)	(略)	
(新設)			(21)	夜間において授業を行う学級の担当業務	第11条の3第1号に該当する者 日額1,200円 第11条の3第2号に該当する者 日額1,200円 第11条の3第3号に該当する者 日額1,500円(再任用職員にあつては、1,000円) 第11条の3第4号に該当する者 日額1,500円を超えない範囲内で、規則で定める額
(21)～(27)	(略)	(略)	(22)～(28)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

(千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(平成29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条・第2条 (略)  第3条 本市は、本市が設置する学校(高等学校及び中等教育学校の後期課程_____を除外。)において学校給食を実施するものとする。	第1条・第2条 (略)  第3条 本市は、本市が設置する学校(高等学校及び中等教育学校の後期課程 <u>並びに夜間において授業を行う中学校のうち規則で定める学校</u> を除外。)において学校給食を実施するものとする。
第4条～第9条 (略)	第4条～第9条 (略)

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第4条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給する。</p> <p>別表第1～第6 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、夜間において授業を行う中学校に勤務する会計年度任用職員が夜間において授業を行う学級に係る授業等を本務として行う場合にあっては、その者に千葉市職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉市条例第24号)第11条の3第2号に規定する職員と同一の額の特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p>別表第1～第6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年教育委員会会議第5回定例会出席者(第一・第二会議室)

